

“始業前の情報収集は業務” 認める

不払い残業代を支給させるー国共病組虎の門病院支部ー

虎の門病院では、これまで、始業前30分から1時間の患者情報収集のための不払い労働が病棟で当たり前になっていました。

国共病組虎の門病院支部は、以前から「情報収集は看護師の業務であるから時間外手当を支払うか、勤務三要求してきました。また労基署にも繰り返し申し入れをしてきました。

労働基準監督署が指導

昨年9月、病院は突然、各病棟に10月3日の日勤から「始業前の情報収集は廃止し、申し送りに変更する」と業務連絡をだしました。しかし組合の要求には回答されていませんでした。

組合が、そのことに説明を求めると、経営側は、三田労基署から指導が入ったことを明らかにし、病棟看護師の「始業前の情報収集」を業務として認め、10年4月から11年9月までの期

間、時間外手当を遡って支給すると回答しました。

あわせて情報収集は始業時から時間内に行うよう業務の見直しが行われました。

組合はこの成果をニュースで「例えば大卒3年目ナースが30分の始業前残業を月10回行ったとして18万9千円になる」と知らせ、働いた時間はきちんと請求することを呼びかけ、職場からも感謝の声が寄せられました。

職場の不満を要求にし、実現させた大きな成果です。

成果を教訓に、すべての職場から不払い労働の一掃を

病棟などでの始業前残業などは、現在でも広く行われており、そういった働き方については、厚労省の5局長通知(資

参考資料

(2011年6月17日 厚生労働省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」より抜粋)

第1 看護師等の勤務環境等の現状・課題等 (要点)

(略) 2 労働時間等 (略)

医療従事者は日々患者の生命に関わる仕事に携わっていることから、交代制勤務等に伴う負担をできる限り軽減することにより心身の健康を確保することが求められる。これは、医療安全の確保の観点からも重要である。看護師等の労働時間等の管理については…(略)…一般的な労働者の労働時間等の管理に比べ、高度な労務管理が要請される。

しかしながら、従来、シフト表の作成を始めとする日常の労働時間等の管理の在り方が十分に組織化・体系化されておらず、各看護師長等の経験に依存している場合もあるとの指摘がある。

こうした場合、まずは、病院等の内部において、労務管理の視点の重要性について十分に認識を共有し、労働時間等の管理体制を確立することにより、個々の看護師等の労働時間等に関する適正な把握及び管理を進める必要がある。その上で、労使双方が協力し、労働時間等の設定の改善及びこれを通じた交代制勤務の負担軽減に向けて、それぞれの現場の実態に即した取組を主体的に進めることが必要である。(略)

料参照)でも「労働時間の適正な把握及び管理をすすめる必要がある」と指摘されています。

こうした成果や、一連の前進できる条件を切り拓いてきた運動に確信を持ち、5局長通知も活かして、各組合、職場で労働条件の目に見える改善を実現しましょう。

みんなで行こう!

東京医療関連協の

ナースウェブ



看護の日行動は

5月9日(水)

11:00~16:00

新宿明治安田生命ホールです